様式第４号（第７条関係）

第　 　　 　号

　　年　　月　　日

　 様

丸亀市長

丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

１　この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　円

補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　留意事項

(１) 補助事業の内容を変更する場合、変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければなりません。

(２) 申請者は、補助金の交付を受けた補助事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければなりません。

(３) この交付決定通知書は、補助金を交付することを決定する通知で、補助金額を決定するものではありません。確定額は、事業完了後の事業実績報告書に基づき補助金交付確定通知書にて通知します。

(４) 丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付要綱及びその規定に基づく市長の指示又は命令に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求める場合があります。